

令和7年9月

被災された皆様へ

上越市長 中川 幹太
(財務部 税務課)

令和7年9月3日の大雨による罹災証明書について（お知らせ）

9月3日の大雨で被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。

罹災証明書については、床上浸水で、市が被害調査を行った住家について、建物所有者または当該建物にお住いの方で、証明書が必要な場合は下記のとおり発行します。手数料は無料です。

◆《各種損害保険（火災保険、車両保険及び障害保険など）の請求に際しては 市が発行する罹災証明書及び被災証明書の提出は原則不要です》
※不明な点をご加入の保険会社にご確認ください。

記

1 罹災証明書の発行区分

	床上浸水		床下浸水 (又は建物以外の浸水)
被害のあった建物等	住家（被災日に人が住んでいた建物）	住家以外（空き家、法人、倉庫等）	住家、住家以外問わず
市の被害調査	必要		不要
手続き	まずは電話等で調査の申込をしてください。		被害状況の写真等を残しておいてください。
証明書の種類	罹災証明書	被災証明書（住家は罹災証明書）	
発行までの日数	調査後10日経過後	被害状況等が分かる写真等をお持ちいただき即日発行可	

2 申請方法

- 市役所税務課及び各総合事務所窓口でお手続きいただけます。
- 床下浸水や建物以外の被害の場合は、被害状況が分かる写真等の記録を残しておいてください。

問合せ先
上越市 税務課 税制・法人市民税係
電話 025-520-5649